

1. 事業対象地域の受益地に対する当土地改良区の方針

本事業の工期の間は、事業の対象受益地に対する農振除外や農地転用につきましては、事業継続のため見合わせていただきますようお願いいたします。

ただし、農振農用地（青地）以外の受益地で分家住宅建築による農地転用の場合、これまでどおり「本土地改良区としては差し支えない」意見とします。

2. その他

(1) 県営水質保全対策事業（昭和用水地区）の概要

- ・受益面積 30.6ha うち農振農用地 20.4ha
- ・工期 平成 29 年度 ～ 令和 12 年度（予定）
- ・事業計画 総事業量 用水路 L=6,351m
費用負担 国 50%、県 40%、市町 10%（内訳 江南 81.84%、大口 6.68%、扶桑 11.48%）

(2) 事業継続の要件

- ・農振農用地（青地）の受益面積が 20ha を下回ると事業が継続できません。
- ・全体の受益面積についても一定数を下回り、県が示す総費用総便益費（総便益額÷総費用）の割合が一定基準を満たさないと事業が継続できません。